

平成 28 年第 3 回定例会 防災警察常任委員会

平成 28 年 12 月 9 日

高橋(稔)委員

私からは過日、本会議で我が党の西村議員からも質問がありました、高圧ガス保安法の改正について伺ってまいりたいと思います。

神奈川県においては、高度成長期から建物の密集化、高層化が今なお続いており、産業活動もコンビナートだけでなく、内陸部における試験研究機関や先端技術産業の誘致、都市を中心にした業務施設の立地が進み、活発な経済活動が行われています。

そういった環境の中で、LPガスなどの高圧ガスは、家庭用から工業用と用途も広く、日常生活に欠かせないものになってきています。高圧ガスの保安については、都心南部直下型地震や南海トラフ巨大地震等の発生が予測されている中で、高圧ガス施設の大規模なガスの漏えいや爆発事故など、広い範囲で住民に被害が及ぶことも懸念されています。さらに、平成 30 年度から高圧ガス保安法の事務の一部が指定都市に移譲され、県が実施してきた大規模な地震防災訓練などの施策が引き続き行われるのかどうか、非常に関心が高いところです。

そこで、今後の高圧ガス保安体制に関連して何点か伺うこととします。まず高圧ガス保安法の指定都市への移譲について確認させてください。

工業保安課長

指定都市への移譲の概要についてお答えいたします。平成 27 年 1 月に閣議決定された第 5 次地方分権一括法で、高圧ガス保安法等が改正されることとなり、平成 30 年 4 月 1 日からコンビナートを除く地域のうち、指定都市に係る部分の事務が移譲されることになりました。

具体には、高圧ガス設備を新たに造ったり、変更する際の許可事務や完成検査、既存の高圧ガス設備がきちんと機能しているかどうかを確認するための保安検査や立入検査といった事務が移譲されることとなります。

高橋(稔)委員

今回の権限移譲は、コンビナートを除く地域の高圧ガス保安法の事務を移譲するというのですが、全体の事務量に対して移譲する事務量はどのくらいになるのでしょうか。

工業保安課長

移譲される事務量は、高圧ガス保安法の政令が平成 29 年 3 月頃に改正される予定ですので、現時点での大まかな見込みとなります。

例えば、高圧ガス設備の新たな設置や設備の変更等の許可件数につきましては、県全体で約 600 件あるうち、指定都市に移譲される量は 2 割程度と想定しております。また、完成検査や保安検査、立入検査の件数につきましては、県全体で 1,000 件以上ございますが、指定都市に移譲される量につきましては 3 割程度と想定しております。

高橋(稔)委員

権限が移譲されると、指定都市の職員がしっかりと受け切れる体制が整っているのか、今後気になってくると思いますが、もともと高圧ガス保安法は、適

用除外のものが幾つかあったように記憶しています。

例えば、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に定められるものは、高圧ガス保安法の適用外になったと思います。今回の高圧ガス保安法の権限移譲は、コンビナート地域を除くことになるという解釈でよろしいでしょうか。

工業保安課長

今の解釈で結構でございます。

高橋(稔)委員

権限が移譲されるとなると、指定都市の職員が高圧ガス施設の許認可や検査を行うということですが、このためには高圧ガスに関する専門的な知識が求められてくると思います。本県では、平成30年度の移譲を見据えて、指定都市の職員に対してどのように研修等のフォローをしているのかお伺いします。

工業保安課長

指定都市職員の専門的知識に対するフォローといたしましては、定期的な打合せを行うことで、移譲の準備に必要な情報提供や、現在県が行っている高圧ガス保安業務の内容の引継ぎといったことを行っているところでございます。また、研修につきましては、神奈川県が主催しております研修に指定都市の職員も参加していただいて、知識の向上に努めているところでございます。

さらに、平成27年度から、横浜市、川崎市、相模原市の職員を県に受け入れているところでございます。受け入れた指定都市の職員は、高圧ガス保安法に係る窓口業務に毎日のように携わっているほか、完成検査などの高圧ガス設備の現場に同行し、より実践的な実務につきましても知識の習得に努めているところでございます。

高橋(稔)委員

指定都市から職員を受け入れているということですが、指定都市からはどのようなことを県に対して要望しているのでしょうか。もし、要望が出ているのであれば、県としてどのような対応を検討しているのか確認させてください。

工業保安課長

指定都市から今回の権限移譲につきまして、一番の要望は、やはり現場を見たいといった声が非常に多くございました。

今回、現場の同行につきましては、様々な権限や役割上、県の職員でなければ行けない、入れない場所が現実にはございます。一方で、事業所によっては、再来年以降の話があるので、一緒に同行してもかまわないということで御理解をいただき、一緒に指定都市の職員を同行させていただいております。普段、実際の許認可でなければ見られないような場面に同行し、今後、実際に指定都市の職員が行う検査をしてもらうということを行っているところでございます。

やはり、現場の実務的なところが、指定都市の職員は非常に不安であるというお話を伺っているところでございます。

高橋(稔)委員

現場を見ながらスキルを高めていただくのが大事であると思います。

先ほど、既に横浜や川崎、相模原の職員が県に派遣され、具体の許認可等を県の指導の下、毎日のように行っているとのことですが、そういった中で、平

成 30 年度に権限が移譲された後、県全体の高圧ガス施設に係る保安レベルを維持するために、県はどのように取り組んでいくつもりなのかお伺いします。

工業保安課長

保安レベルを維持するためには、一つは、本県が定める高い保安基準を維持すること、もう一つは、保安知識や技術、事故情報等を県と指定都市職員で情報共有する、この二つの対応が不可欠だと考えております。

まずはじめに、保安基準の維持でございますが、県では保安レベルを向上するために、国に先駆けた耐震基準を定めたり、万一に備え、爆風に耐えられるような壁の設置、散水設備の設置など、県独自で様々な保安基準を定めているところでございます。こうした県独自の高いレベルの保安基準につきましては、権限移譲後も県内で統一的に取り扱われる必要があると考えておりますので、現在、指定都市の職員と打合せを重ねているところでございます。

次に、保安知識や技術を共有するために、県と指定都市職員の検討会、研修といった場を設けるだけではなく、現在行っている防災訓練も共同で行うことで、一緒に保安知識、技術の共有を図っているところでございます。

高橋(稔)委員

高圧ガスに係る事故発生状況は、昨今どのくらいあるのか確認させてください。

工業保安課長

平成 27 年の県内の高圧ガスの事故件数は 58 件あり、内訳といたしましては、爆発が 2 件、火災が 1 件、空調機器等で使用されるフロン等の高圧ガスの漏えいが 44 件、盗難等が 11 件となっております。

爆発事故といたしましては、昨年 7 月に横浜市内の事業所で、試験中の水素が漏れて発火、爆発した事故がございましたが、幸いに負傷者は出ておりません。もう一件の爆発事故でございますが、9 月に綾瀬市内の工場で、アセチレン使用中に火が逆流してしまう、いわゆる逆火という現象が起きまして、ホースの接続部分が爆発し、1 名が負傷するという事故が発生しているところでございます。

高橋(稔)委員

過日、高圧ガスの訓練を視察させていただきましたが、アセチレンの逆火は、初めて目の当たりにしまして、やはりあれは知識がないと処置を間違えるのではないかと思いました。訓練として、逆火といったことについても、日頃から高度な対応の研さんをしておくことが大事であると思えます。また、先ほども申し上げましたが、先端技術産業や試験研究機関の立地が内陸部に随分進出してきていますから、こういうフロンに関する化学の知識、知見も求められてくると強く感じたところです。

そういった意味では、事故要因が高度化しているというか、今までの知見だけだと限界が出てくるのではないかと思っています。やはり、県と指定都市がオール神奈川として、保安レベルを維持していくことが大事でしょうし、情報交換や情報共有が非常に大事になってくるという思いで伺っていました。

そこで、高圧ガスを積載したトラックが道路で事故を起こした場合、高圧ガス関係の協会と連携して対応する体制を構築していると聞いておりますが、具

体にはどのような体制なのでしょうか。

工業保安課長

タンクローリーやL Pガスボンベを積んだトラックが交通事故を起こした場合に、周辺の住民の生命や財産に危害を加えるおそれがございます。そこで昭和47年に、高圧ガスの運送事業者等により、(公社)神奈川県高圧ガス防災協議会という団体が設立されております。

その中で、路上での災害防止を目的とした防災事業所制度が構築され、運用されております。この制度は、専門知識を持つ58の防災事業所が、事故が発生した場合に、現場等で災害応援や助言活動等を行い、速やかに、安全に事故の処理を行う制度でございます。

高橋(稔)委員

58の防災事業所ということですが、県の協会と連携して道路上の事故対応を行う防災事業所制度について、もう少し御説明願います。

工業保安課長

防災事業所制度につきましては、通常、事故が路上で起きた場合、一番近い事業所に警察、消防、又は運転手から連絡するといった連絡体制ができております。

その際に、連絡を受けた事業所の方で、実際に資材、対応等を検討し、対応できる場合は出動してもらい、対応できない場合には、協議会を通じて対応できるところを探し、そこが対応していくといった体制をつくっております。

高橋(稔)委員

防災事業所制度は、平成30年度に権限移譲された後は、同様の制度が維持されていくのでしょうか。

工業保安課長

防災事業所制度自体は、事故が起きた際に援助していくといった制度でございます。

道路等での高圧ガスの事故は、どこで発生するのかの予測が不可能だということと、専門知識を持った事業所が事故現場の近くにあるとは限らないという状況で、広域的に対応していく必要がある制度であります。

このため、県の防災協議会や指定都市とも調整しながら、防災事業所制度は権限移譲後も県内全体の制度として運用していくことで進めているところでございます。

高橋(稔)委員

これだけコンテナリゼーションが発達して、道路の高規格化とともに、圏央道に見られるように、道路のネットワークも非常に広域化かつ迅速化しているので、高圧ガスの物流もその恩恵に浴して移動力が高まってきているのではないかと思います。この防災事業所制度及び本県の体制は、日本全国どこでもある制度なのか、その位置付けを確認させてください。

工業保安課長

防災事業所制度といった制度の名前は別としまして、事故のときの対応制度というのは、全国で全て持つように国から指導されているところでございます。

高橋(稔)委員

(公社)神奈川県高圧ガス防災協議会については本県独自のものであり、日本全国どこにでもあるというものではないという解釈でよろしいでしょうか。

工業保安課長

(公社)神奈川県高圧ガス防災協議会につきましては、神奈川県独自のものとございまして、他の都道府県では、高圧ガスの協会の中に組織をつくり、その中で事業を行っております。

そのため、独立した公益社団法人で防災事業所制度を行っているのは、神奈川県のみであると認識しております。

高橋(稔)委員

今後、指定都市に権限移譲された場合でも、今のような体制を維持することが所期の目的を達しやすという解釈でよいでしょうか。

工業保安課長

そういった解釈で結構でございます。

高橋(稔)委員

事故がないことが一番ベストなのですが、万が一何かあったとき、即時対応できるように、体制の堅持とともに、対応力のアップをしっかりと担保していただきたいと思います。

県は毎年10月に、高圧ガスに係る地震防災緊急措置訓練を実施しているのですが、こうした訓練は、権限が移譲された後はどのようになっていくのでしょうか。

工業保安課長

今年10月に実施いたしました地震防災緊急措置訓練につきましては、昭和48年から今年で通算44回実施しているものでございます。

こうした緊急時の訓練は、広域的な視点も当然大切になってまいります。権限移譲後も、県と指定都市がそれぞれの役割に基づきながら、オール神奈川として、かつ県が主体的に実施していきたいと考えているところでございます。

高橋(稔)委員

しっかりとオール神奈川として、県がイニシアチブをとって取り組んでいただくことを要望しておきたいと思います。

続きまして、県内の消防広域応援体制の強化についてお伺いします。

この4月から、県内の消防本部による広域応援体制、いわゆるかながわ消防がスタートしたということで何点か伺ってまいります。実際、大規模災害や事故が発生した場合、かながわ消防による県内広域応援体制の下で、県と県内の消防本部は、具体的にどのように対応していくことになるのかお伺いします。

消防課長

県内で大規模災害が起き、被災地の消防本部だけでは対応困難な場合、消防本部は県に応援要請を行います。県はこの要請を受けますと、県庁内に直ちに調整本部を立ち上げまして、まずは被災状況について情報収集等を行うために、消防ヘリコプターや陸上先遣隊などに対して出動要請を行います。さらに、県の調整本部では、県内の各消防本部に対して応援の要請を行うとともに、消防ヘリコプターや災害即応部隊から届けられる被害状況を分析し、どこの地域へ

どれくらいの応援部隊を送り込むかの調整を行います。

また、出動した応援部隊は被災地の消防本部に入って、本部の指揮支援を行う部隊、被災地に入り現場での指揮をとる部隊、実際の被災者の救出・救助に当たる部隊などに分かれ、それぞれの活動を行うこととなります。

高橋(稔)委員

県と県内の消防本部が一体となって、迅速な応援活動ができることが望ましいわけですが、災害規模が大きければ大きいほど、被災地の消防本部は対応に追われて全体状況が把握できなかつたり、応援要請自体も難しい場合もあるのではないかと思います。

地域防災計画修正案の64ページにも、かながわ消防のことが記載されておりますが、実際に被災現場で、被災地の消防本部が対応に追われている場合、県はどのように対応するのかお伺いします。

消防課長

東日本大震災や、今年8月に東北地方を襲った台風など、過去の災害を見ましても、市町村からの応援要請が困難となった事例がございますので、本県でも被災地の消防本部と連絡が取れない状況になることも考えられます。

そのような場合は、県は、まずは横浜市、川崎市の消防ヘリコプターに情報収集などをしていただき、併せて警察や地域県政総合センター等で情報を持っていれば、そこからも情報収集をした上で、その時点での被災地の災害状況を推察し、被災地からの応援要請がなくとも、知事の判断により広域応援活動を開始していきたいと考えております。

高橋(稔)委員

地震防災計画修正案の中にも、孤立化対策などの記載があります。やはり、情報が適宜適切に収集できることが大事であり、ヘリコプターがうまく飛んで、適切な情報が把握できればベターだと思います。

そこで、ヘリコプターも大規模災害になれば、いろいろなところで飛び交うということになり、ヘリコプターの活用について整理しておかなければ大変なことになると思うのですが、ヘリコプターの活動の仕組みについて確認させてください。

消防課長

大規模災害が起きますと、県は災害対策本部を設置し、その下に航空調整チームを設置し、全体の航空調整を行います。航空調整チームは、自衛隊、警察、消防、海上保安庁といった関係機関が、救出・救助を行う際の運用調整を一元的に行うこととなります。

かながわ消防における応援ヘリコプターの調整につきましても、この航空調整チームによる一元的調整の中で行い、全体の調整で混乱することがないように体制をとっております。

高橋(稔)委員

大規模災害時に、報道とか民間のヘリコプターについては、制御がきくのでしょうか。

消防課長

よくニュースなどのために飛んでおりますが、まず第一は被災者の救出・救

助であり、その支障になると困りますので、その場合には協力を依頼して自粛していただくをお願いをしていくことになるものと考えております。

危機管理担当部長

若干補足させていただきたいのですが、大規模災害が起こった場合につきましては、消防、警察、自衛隊など、様々な情報部隊が飛び立っていきますが、災害の対応は神奈川県だけではありませんので、いろいろなリソースをどう割り振るのかは、それぞれのところで判断することになるかと思えます。

国の場合ですと、心臓部分の東京とか神奈川県とか、その部分にそれなりの勢力を配備していくこととなりますので、航空調整につきましては、県内のヘリコプターは、基本的には神奈川県で調整しながら配分することが可能だと思います。その場合、どこで情報収集していくか、初動対応の部分も出てきますので、役割分担の中でどうやってヘリを使っていくのかということにつきましては県で判断してまいります。

それ以外に、警察等と役割分担をする必要がありますし、同時に全国各地からヘリコプターが神奈川県に向かってやってくる場合がありますので、それをどこで受け入れるか、どのように全体調整をしていくかが必要になってくると思えます。

それから、メディア対応については頭が痛い問題で、強制力を持ってどうこうできるものではありませんが、基本的には災害救助が第一ですから、それをアピールすることが必要であり、メディアに対して自粛していただくということになると思えます。

高橋(稔)委員

昨日は、調査でロープウェイに乗せていただいて、あそこから一目瞭然に状況が見えたわけですが、今朝の神奈川新聞を見たら、ヘリコプターから同じようなロケーションの写真が載っておりまして、神奈川新聞はヘリを飛ばしたのだなと思って写真を見ていました。やはり、報道機関というのは、空撮というもの積極的にやるのだなと思いました。

やはり、情報が瞬時に欲しいということだと思えるのですが、警察、消防、自衛隊、海保といったいろいろなところが、情報収集のために無線を飛ばして情報をやり取りしますと、無線の混線が起こるということを考えておく必要があると思えますが、混線なく情報を一元化するというものについてはどのように考えているのでしょうか。

消防課長

例えば、消防の応援で申し上げますと、消防は専用の消防救急無線というものを持っておりまして、日頃は管轄の中で活動波というものを使っています。広域応援となった場合には県内共通波がございまして、県内の消防本部はそれを専用回線として応援をしていくこととなります。また、全国から来る緊急消防援助隊は、全国共通波を使って周波数を分けて活動を行いますので、消防の例で申し上げますと、混線はないかと思えます。

安全防災部長

情報の混乱ということで申し上げますと、自衛隊、消防、警察などの各応援部隊がLO、いわゆる連絡員を神奈川県に派遣し、先ほど申し上げました航空

調整チームの中で情報共有を行うという体制がございます。

また、航空部隊相互の位置管理などは、もともと航空無線自体がどの部隊でも共通に通信できますので、若干時間のロスがあるのですが、交通整理やコントロールは、航空無線で行うことが可能でございます。

高橋(稔)委員

今回の修正案の中でも、ヘリコプターの活用が65ページにあります、災害時の力としては大きなものがあると思います。したがって、ハード、ソフトの両面から体制を確立していただきたいという思いで確認させていただきました。

実際に災害が起こったときに、迅速かつ的確に活動するためには、組織だった部隊運用や、様々な災害に対応するための活動スキルなどの実効性を高めていく必要があると思いますが、県として何か取組を行ってきたのかお伺いします。

消防課長

かながわ消防としての実効性を高めるためには、県として救出・救助の第一線で活動しております警防担当課長が集まる会議を定期的で開催しております、神奈川県隊として一体的な活動ができるように具体的な事案に基づいた出動体制の検討や、部隊間、県の調整本部と部隊との間での、より確実な情報受伝達方法の検討を進めております。

また、今年7月、県が逗子市を会場として津波対策訓練を実施した際に、被災した消防本部からの応援要請を受けて県が調整本部を設置し、被害の少ない県内の消防本部に対して出動要請を行い、応援部隊が実際に被災地に出向き、救出・救助活動を行うという一連の流れを検証する実動訓練も実施いたしました。

高橋(稔)委員

いろいろ訓練を通して取り組んでいることが分かりました。

これまで、県と県内の消防本部が取組を進めてきたのですが、課題についてお伺いしたいと思います。

消防課長

かながわ消防として広域応援を行う場合に、内陸部の消防本部であれば、海に接していませんので、海難事故や津波対応を経験する機会がございません。しかし、県の応援部隊として出動すると、被災地が沿岸部の場合、そのような活動も担わなければならないこともございます。一方、沿岸部の消防本部では、山岳事故や土砂災害への対応の経験が少ないところもございます。

そのため、それぞれの消防本部になじみのない事案に対応するためには、事案に応じた消防技術の習得、向上が必要になると考えております。また、かながわ消防として、応援部隊を一体的に運用するためには、部隊運用の能力向上も必要になります。こうした課題の解消には、継続的な実動訓練の実施が必要であると考えております。

高橋(稔)委員

本県は、神奈川と一口にいても、住宅地や森林など、ロケーションに大変な違いがあるので、様々なことを想定した実動訓練が大変重要なことだと思い

ますが、訓練については今後どのように取り組んでいくのかお伺いします。

消防課長

先ほども申しあげましたような課題を解消するために、県の消防学校におきまして、災害種別に応じた実践的な訓練機能を強化していくことができれば、訓練はより効果的になると考えております。そういった訓練機能の強化に向けまして、現在、消防本部の御意見なども伺いながら、消防学校の施設の充実について庁内で議論を深めているところでございます。

今後、施設の充実に向け、更に議論を深めてまいりたいと考えております。

高橋(稔)委員

今年の第2回定例会で、我が党の質問に対し、知事からディザスターシティについて御答弁いただきました。かながわ消防を的確に運用するために、部隊の一体的運用や、応援に必要な活動技術を習得するための訓練施設が必要という答弁があったわけですが、訓練施設の充実に向けた県の検討状況について確認させてください。

消防課長

先ほど申しあげたような課題を解消するために、県といたしましては消防学校において、例えば災害種別に応じた実践的な訓練機能を強化していくことができれば、訓練はより効果的になるものと考えております。そういった訓練機能の強化に向けまして、現在消防本部の皆さんの御意見なども伺いながら、消防学校の施設の充実につき、庁内で議論を深めているところでございます。今後、施設の充実に向け、更に議論を深めてまいりたいと考えております。

高橋(稔)委員

やはり、消防学校での教育や訓練の充実は大事だと思います。

先ほどの高圧ガスに関してもそうなのですが、消防体制においても、危機管理担当部長から御答弁いただきましたように、新技術に対する知見の習得が大事だと思いますので、消防学校において一層の人材教育に早急に力を入れていただくことを要望いたしまして、質問を終わります。